

(本人又は法定代理人請求用)

個人情報開示請求書

令和 2 年 4 月 1 日

大阪府 教育委員会 様

住所又は居所	(郵便番号 559-8555) 大阪市住之江区南港北1-4-16
氏名	おおさか たろう 大阪 太郎
連絡先(電話番号)	(06) 1234-5678

連絡のつきやすい電話番号又は携帯電話番号を記載してください

調査書(内申書)を合わせてお求めの場合に○で囲んでください。不要の場合は二重線で消してください。

受験生の氏名を記載してください。

大阪府個人情報保護条例第12条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。
大阪府個人情報保護条例第12条第2項

請求に係る個人情報の内容	大阪 花子 の大阪府立 特別 天満橋 一般 谷町 高等学校の令和2年度入学者選抜(全日制の課程)における学力検査の各教科の答案用紙の写し及び中学校から提出された調査書の写し
個人情報を特定するために必要となる事項(例えば申請書を提出した場合は、申請書の提出年月日等)	受験番号 特別: 123 番 一般: 123 番 (出身中学校: 中学校、生年月日: 平成 年 月 日)
※希望する開示の実施方法	1 公開の実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧(視聴及び聴取を含む。)のみを希望する。 <input type="checkbox"/> 閲覧した後、必要な部分の写しの交付を希望する。 <input checked="" type="checkbox"/> 全部の写しの交付を希望する。 2 閲覧(視聴及び聴取を含む。)の方法 <input type="checkbox"/> 用紙による <input type="checkbox"/> 専用機器による 3 写しの交付の方法 <input checked="" type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> 録音カセットテープ <input type="checkbox"/> ビデオカセットテープ <input type="checkbox"/> CD-R又はDVD-R
※希望する開示の実施の日時	年 月 日 午前(午後) 時 分から午前(午後) 時 分までの間
事案の移送の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可

受験生の氏名を記載してください。

受験番号がわからない場合は、出身中学校、生年月日を記載してください。

記載は不要です。

法定代理人が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

本人の未成年者又は成年被後見人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
本人の氏名及び住所又は居所	氏名: おおさかはなこ 大阪 花子 住所又は居所: (郵便番号) 連絡先(電話番号):

住所又は居所と連絡先(電話番号)が上記と同じ場合に○をしてください

上記と異なる場合のみ、記載してください

上記と異なる場合のみ、記載してください

次の欄は記入する必要がありません。

本人等確認書類	請求者: 運転免許証・旅券・住民基本台帳カード・在留カード・保険証・その他() (公共料金領収証・消印済の郵便物・行政機関通知書・診察券・社員証・その他()) 受験生本人との関係を証明する書類: 保険証・住民票・戸籍抄本・その他()
担当課(室・所)	大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 学事グループ (電話番号 06-6941-0351 (内線 3420))

注: 1 ※のある欄は、希望する場合のみ記入してください。□のある欄は、該当する□に✓印を付けてください。
2 請求に係る個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。なお、記入に当たっては、係員と相談してください。
3 写しの作成に要する費用は、請求者の負担となります。費用の額は、係員にお問い合わせください。
4 電磁的記録の開示は、閲覧又は写しの交付に準ずる方法により行います。詳しくは、係員にお問い合わせください。
5 希望する開示の実施の日時は、担当課(室・所)等と調整の上、記入してください。
6 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
7 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る注6の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍抄本等)を提出し、又は提示してください。
8 事案の移送の可否は、この開示請求の事案を大阪府個人情報保護条例第19条の3第1項の規定により行政委員会等他の実施機関に移送することについての、あなたの開示請求の御趣旨をお聴きするものです。詳しくは係員にお問い合わせください。
9 開示に関する連絡は、今後、担当課(室・所)が行います。